

山梨県公報

号外第二十八号

平成十五年

四月一日

火 曜 日

目 次

規 則
山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………

告 示

字の名称変更……………
全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更……………
関東・中部・東北自治宝くじ協議会規約の一部変更……………

人事委員会

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………
寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則……………

公安委員会

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………

規 則

山梨県規則第五十九号

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

山梨県建築基準法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の三の表中、「韮崎市」を「韮崎市 南アルプス市(芦安芦倉及び芦安交通の区域を除く。)」に、「敷島町 八田村 白根町 若草町 榑形町 甲西町」を「敷島町」に、「芦川村 芦安村」を「南アルプス市(芦安芦倉及び芦安交通の区域に限る。)」芦川村」に改める。

附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

告 示

山梨県告示第二百一十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、南アルプス市長職務執行者から次のとおり字の名称を変更する旨の届出があった。

平成十五年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

変更前字の名称	変更後字の名称
芦倉	芦安芦倉
安通	芦安交通

山梨県告示第二百一十号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二号中「千葉市」の次に「、さいたま市」を加える。

附 則

この規約は、平成十五年四月一日から施行する。

山梨県告示第二百一十号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の六の規定によりその例によることとされる同法第二百五十二条の第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年四月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第三条第二項中「仙台市」の次に「、さいたま市」を加える。

附 則

この規約は、平成十五年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年四月一日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第十中「中巨摩郡芦安村交通」を「南アルプス市芦安交通」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十二号

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年四月一日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条及び第七条中「附則第六項」を「附則第五項」に、「附則第八項」を「附則第七項」に改める。

別表第一中「中野村」を「山中湖村」に、「富士吉田市」を「富士市」に改め、「中巨摩郡芦安村」を削り、同表備考中「昭和

三十九年一月一日」を「平成十五年四月一日」に改める。

別表第二中「塩山市一之瀬高橋四〇四一神金第一小学校」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第五条及び第七条の規定は、平成十五年一月一日から適用する。

公安委員会

山梨県公安委員会規則第四号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十五年四月一日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項中「七三人」を「七五人」に、「一五〇人」を「一五三人」に、「二〇人」を「四三二人」に、「四三四人」を「四四六人」に、「四四八人」を「四五九人」に、「一、五二五人」を「一、五六五人」に、「一、八二二人」を「一、八六二人」に改め、同条第二項中「四九三人」を「五三三人」に、「六九二人」を「七三二人」に、「一、五二五人」を「一、五六五人」に、「一、八二二人」を「一、八六二人」に改める。

別表第三小笠原警察署の部署所在地の項中「中巨摩郡榑形町」を「南アルプス市」に改め、同部小笠原警察官駐在所の項中「中巨摩郡榑形町」を「南アルプス市」に改め、「下宮地」を削り、同部野之瀬警察官駐在所の項中「中巨摩郡榑形町」を「南アルプス市」に改め、「下市之瀬」の下に「あやめが丘」を加え、同部百田警察官駐在所、源警察官駐在所、今諏訪警察官駐在所及び巨摩警察官駐在所の項中「中巨摩郡白根町」を「南アルプス市」に改め、同部大井警察官駐在所の項中「中巨摩郡甲西町」を「南アルプス市」に改め、「山寺」を削り、同部南湖警察官駐在所、落合警察官駐在所及び五明警察官駐在所の項中「中巨摩郡甲西町」を「南アルプス市」に改め、同部三田警察官駐在所及び鏡中条警察官駐在所の項中「中巨摩郡若草町」を「南アルプス市」に改め、同部八田警察官駐在所の項中

中巨摩郡八田村
野牛島一九一二の八

を
南アルプス市野牛島一九一二の八
南アルプス市のうち野牛島、六科、榎原、徳永、上高砂、下高砂
に改め

、同部芦安警察官駐在所の項中

中巨摩郡芦安村
芦倉七六九 中巨摩郡芦安村

を

南アルプス市芦
安芦倉七六九

南アルプス市のうち
芦安芦倉 芦安安通

に改め

附則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番